平成２１年（フ）第１７８号
北海道河東郡音更町柳町南区16番地
破産者　石橋　康裕
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２０年（フ）第５３９号
秋田市将軍野南３丁目７番８号、前住所秋田市外旭川八幡田２丁目18番14号
破産者　前沢　成子
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２９号
埼玉県本庄市児玉町飯倉941―６、住民票上の住所埼玉県本庄市児玉町飯倉942番地17
破産者　佐々嶋政子
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２７０号
埼玉県比企郡吉見町大字北吉見2811番地11
破産者　小山　良子
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２４号
石川県金沢市示野中町２丁目89番地、従前の住所石川県鳳珠郡能登町字藤ノ瀬52字142番地
破産者　羽毛　克彦
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２１年（フ）第４１号
岐阜県美濃加茂市蜂屋町下蜂屋165番地
破産者　石原　保一
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第１７０３号
京都市伏見区淀美豆町684番地　ライオンズマンション淀リバーサイド605号
破産者　亀井　　強
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８７２号
京都市伏見区向島清水町47番地の１　向島市営住宅11―５棟103号
破産者　田中　松司
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１１０３号
大阪府泉佐野市鶴原２丁目２番56―206号
破産者　荒野　竜也
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第１２４８号
大阪府泉南郡熊取町朝代東２丁目９番58号、前住所大阪府泉佐野市鶴原２丁目２番56―603号
破産者　池上　保雄
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２２２号
大阪府泉南市樽井５丁目21番38号
破産者　若林　常雄
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４７１号
大阪府岸和田市天神山町１丁目３番　岸和田天神山Ｂ11棟２階207号室、開始決定時の住所大阪府岸和田市土生町4182番地
破産者　スタジオモリタこと　森田　正弘
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第４１号
岡山県倉敷市浅原668番地
破産者　松尾　順一
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成１７年（フ）第１０７２号
愛媛県伊予市三秋342番地
破産者　折井誠一郎
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２０年（フ）第６２号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野228番地　ホテル立野内、住民票上の住所熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野1588番地５　立野団地36号
破産者　赤星　　茂（旧姓下田・西本）
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２１年（フ）第３８号
秋田県にかほ市象潟町関字建石45番地383
破産者　山口　義光
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第５３号
秋田県にかほ市象潟町関字建石45番地348
建石団地439号
破産者　伊東　金幸
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第７７号
秋田県由利本荘市葛岡字町妻川原38番地２
破産者　藤原　信子
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第６８７号
埼玉県上尾市大字向山529番地２　アルファメゾン上尾Ｄ―３
破産者　関根　徳行
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係